

関係法令

【地方自治法（抄）】

第 14 条 （略）

② （略）

③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の懲役若しくは禁錮、100 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第 15 条 （略）

② 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第 98 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第 199 条第 2 項後段の規定を準用する。

第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

第 149 条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

二 予算を調製し、及びこれを執行すること。

三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。

四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。

五 会計を監督すること。

六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。

七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。

八 証書及び公文書類を保管すること。

九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

第 199 条 （略）

②～⑥ （略）

⑦ 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

⑧ 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

⑨～⑫ (略)

(使用料)

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で 5 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

(分担金等の徴収に関する処分についての審査請求)

第 229 条 普通地方公共団体の長以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から 20 日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第 2 項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下した

ときは、その旨を議会に報告しなければならない。

5 第2項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、同項の処分については、裁判所に出訴することができない。

(督促、滞納処分等)

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3～11 (略)

(契約の履行の確保)

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

(現金及び有価証券の保管)

第235条の4 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(以下「歳計現金」という。)は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金(以下「歳入歳出外現金」という。)には、利子を付さない。

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。)において、その者(当該

行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者(当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付ける場合

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地(以下この号において「庁舎等」という。)についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者(当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該余裕がある部分を貸し付けるとき(前3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部(以下この項及び次項において「特定施設」という。)を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けることができる。

4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

5 前3項の場合においては、次条第4項及び第5項の規定を準用する。

6 第1項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法(平成3年法律第90号)の規定は、これを適用しない。

9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

(私人の公金取扱いの制限)

第243条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない

(公の施設)

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第 244 条の 3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体

の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第244条の4 普通地方公共団体の長以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(包括外部監査人の監査)

第252条の37 (略)

2~3 (略)

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第199条第7項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

5 (略)

(第199条第7項の規定による監査の特例)

第252条の42 普通地方公共団体が第199条第7項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、普通地方公共団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、普通地方公共団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについての第199条第7項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

2~6 (略)

○北九州市折尾まちづくり記念館条例

(設置)

第1条 折尾のまちづくりの歴史に関する情報の収集及び提供を行うとともに、住民等の交流及び自主的活動の場を提供することにより、折尾における地域主体のまちづくりの推進に資するため、北九州市折尾まちづくり記念館（以下「記念館」という。）を北九州市八幡西区堀川町5番23号に設置する。

(事業)

第2条 記念館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 折尾のまちづくりの歴史に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (2) 折尾のまちづくりの支援に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第3条 記念館を使用しようとする者は、あらかじめ、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用の許可を行わせる場合は、指定管理者。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 市長は、記念館の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 記念館の設置の目的に反するとき。
- (3) 記念館を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、記念館の管理上支障があると認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第4条 市長は、記念館の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、当該使用を拒み、若しくは制限し、又は記念館からの退去を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わないとき。
- (3) 詐欺その他不正の手段により許可を受けたとき。

第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、指定管理者に使用の許可を行わせる場合において、記念館の使用が前条各号のいずれかに該当する場合で必要があると認めるときは、自ら当該使用を拒み、若しくは制限し、又は記念館からの退去を命ずることができる。

(使用料)

第6条 市は、記念館の使用につき、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、使用の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免等)

第7条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第8条 市長は、記念館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該記念館の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第9条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に記念館の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、当該事業計画書に従い記念館の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行う記念館の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 記念館の維持管理に関する業務
- (3) 記念館の使用の許可に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、記念館の管理を行わなければならない。

(指定管理者等の秘密保持義務)

第12条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、記念館の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は記念館の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(委任)

第13条 この条例に規定するもののほか、記念館の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第14条 詐欺その他不正の手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた第9条に規定する指定管理者の指定の手續に相当する手續は、同条の規定によりなされたものとみなす。

別表(第6条関係)

区分	使用料
会議室1	1時間又はその端数ごとに280円
会議室2	1時間又はその端数ごとに280円
会議室3	1時間又はその端数ごとに280円
フリースペース	1時間又はその端数ごとに560円
屋外オープンスペース	1時間又はその端数ごとに1,000円

○北九州市折尾まちづくり記念館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市折尾まちづくり記念館条例（令和3年北九州市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 記念館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 記念館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

(使用許可の申請)

第4条 条例第3条第1項の許可（以下「使用許可」という。）の申請は、申請書を市長（指定管理者に使用許可を行わせる場合は、指定管理者。次項において同じ。）に提出して行わなければならない。

2 使用許可の申請は、記念館を使用しようとする日の3月前から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 会議室1又はフリースペースの使用許可の申請は、条例別表に掲げる全ての区分の使用許可の申請を行う場合に限り受け付けるものとする。

(使用料の返還)

第5条 条例第7条第2項ただし書の市長が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定める額を返還する。

(1) 天災その他使用者（使用許可を受けた者をいう。以下同じ。）の責めによらない事由により記念館を使用できないとき 使用料の全額

(2) 使用許可を受けた使用の日の40日前までに使用者が当該使用の中止を申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めるとき 使用料の5割に相当する額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が定める額

(使用権の譲渡等の禁止)

第6条 使用者は、記念館を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の禁止)

第7条 使用者は、記念館に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、記念館の使用を終了したときは、直ちに、使用した区分を現状に回復しなければならない。条例第4条の規定により使用許可の取消しを受け、又は同条若しくは条例第5条の規定により使用の拒否若しくは記念館からの退去の命令を受けたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第9条 記念館に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定に係る事項の公表)

第10条 市長は、記念館について指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、記念館の概要、指定管理者の指定の申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項を公表しなければならない。

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第11条 条例第9条第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定の告示)

第12条 市長は、記念館について指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の事業報告)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後、記念館の管理の業務に関し事業報告書を作成

し、当該年度の翌年度の5月31日までに市長に提出しなければならない。

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、建築都市局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前になされた第10条の規定による公表及び第12条の規定による告示に相当する手続は、これらの条の規定によりなされたものとみなす。

○北九州市折尾まちづくり記念館管理要綱

(趣旨)

第1条 北九州市折尾まちづくり記念館条例（以下「条例」という。）及び北九州市折尾まちづくり記念館条例施行規則に定めるもののほか、北九州市折尾まちづくり記念館（以下「記念館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(使用許可の要件)

第2条 使用の許可を受けようとする者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) もっぱら営利を目的とした使用でないこと。
- (2) 特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための使用又はその政治的活動をするための使用でないこと。
- (3) 特定の宗教を支持し、若しくは特定の教派、宗派、教団を支持し、又はこれらに反対するための使用ではないこと。

(入館の制限)

第3条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) めいていしている者
- (2) 他人に迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯している者
- (3) その他管理上支障があると認める者

(使用の申請)

第4条 記念館を使用しようとする者は、使用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備等をき損するおそれがあるとき。
- (3) 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者であるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、前条の各号の一に該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は停止し、若しくは条件を変更する（以下「使用許可の取消し等」という。）ものとする。

2 前項の規定に基づく使用許可の取消し等により使用者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(使用の条件)

第7条 市長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて許可することができる。

(使用料の減免)

第8条 条例第7条の規定に基づき、別表に定めるところにより使用料を減免する。

(使用者の守るべき事項)

第9条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なくして物品を販売しないこと。
- (2) 火気を使用しないこと。
- (3) 許可なくして、壁、柱等にはり紙、釘打等をしないこと。
- (4) 使用の許可を受けた施設及び設備等以外のものを使用しないこと。
- (5) 許可なくして、特別の設備をし、又は造作を加えないこと。
- (6) 許可目的以外の目的に使用しないこと。

(職員の立ち入り)

第10条 使用者は、職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

付 則

この要綱は、条例の施行の日から施行する。

別表

区分	減免の割合
(1)市の主催する事業に使用するとき。	施設使用料の10割
(2)市と共催する事業のために使用するとき。	施設使用料の10割
(3)市が後援する事業のために使用するとき。	施設使用料の5割
(4)記念館の設置目的に沿って使用するときで、市長が特に必要があると認めるとき。	施設使用料の10割以内

北九州市折尾まちづくり記念館使用申請書

年 月 日

北九州市長様

申請者

住 所

（フリガナ）

団 体 名

（フリガナ）

代表者（個人）氏名

生 年 月 日 大正・昭和・平成 年 月 日生 性別： 男 ・ 女

※申請者が法人や団体の場合は、上記事項（生年月日・性別）の記載された役員名簿を添付すること。

※同年度内に申請する時は、2回目以降、フリガナ、生年月日、性別を省略できます。ただし、代表者に変更がある場合は除きます。

使用責任者氏名

電 話 （ 団 体 ） (個人)

北九州市折尾まちづくり記念館条例・条例施行規則・管理要綱の注意事項を承諾のうえ、次のとおり申請します。
また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する必要があることに、同意します。

使用目的・内容				
使用施設	施設名（使用施設に○を記載してください）	使用日時		
	①会議室1※	月 日（ ）	時 分 ～ 時 分	
	②会議室2	月 日（ ）	時 分 ～ 時 分	
	③会議室3	月 日（ ）	時 分 ～ 時 分	
	④フリースペース※	月 日（ ）	時 分 ～ 時 分	
	⑤屋外オープンスペース	月 日（ ）	時 分 ～ 時 分	
減免申請	する ・ しない		※「①会議室1」と「④フリースペース」は①～⑤の全ての施設を使用する場合のみ使用可能。	
入場料等	徴収する（ 円） ・ 徴収しない			
入場予定者数	人			
減免理由	①市主催・②市共催・③市後援・④その他 (※減免率 /100)			
施設使用料内訳				
①会議室1※	月 日（ ）	時 分 ～ 月 日（ ）	時 分	円
②会議室2	月 日（ ）	時 分 ～ 月 日（ ）	時 分	円
③会議室3	月 日（ ）	時 分 ～ 月 日（ ）	時 分	円
④フリースペース※	月 日（ ）	時 分 ～ 月 日（ ）	時 分	円
⑤屋外オープンスペース	月 日（ ）	時 分 ～ 月 日（ ）	時 分	円
合 計 (A)				円
減 免 (B = /100)				円
領収月日	月 日	⑤	領収金額 (A - B)	円
備考				

※ 申請者は、太わくの中だけ記入して下さい。

【北九州市個人情報保護条例（抄）】

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

（安全確保の措置）

第10条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が公の施設の管理を行う場合には、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び指定管理者が公の施設の管理を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第11条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第3項に規定する受託業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第8章 罰則

第67条 指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者保有個人情報（指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事する者が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、文書、図画及び電磁的記録に記録され、当該業務に従事している者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。以下同じ。）を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第69条 第67条に規定する者が、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。